

令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）業務委託企画コンペ実施要領

令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）業務委託企画コンペ実施要領（本紙）

【別添】

- ・令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）に係る委託仕様書
 - ・令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）に係る委託先選定の評価基準
 - ・企画書の作成及び記載上の留意事項
 - ・企画コンペ参加申請書（様式第1号）
 - ・令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）企画コンペ参加事業所連絡表（様式第2号）
 - ・質問書（様式第3号）
- ※各資料を熟読の上、ご参加ください。

1 目的

県内企業等のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を支援するため、県内企業等で勤務中の在職者に対する職業訓練を民間教育訓練機関等に委託するにあたり、より優れた提案を選定するため、企画コンペを実施する。

2 公募内容

「令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）に係る委託仕様書」のとおり

3 参加要件

企画コンペに参加できる者は次の要件を満たす企業等としますので、貴社において要件を満たしているか確認のうえご参加ください。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 「5提出期限等（3）企画書の審査（書類）」の日の6か月前から、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなっていない者。
- (4) 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償等の重大な法令違反行為を行っている者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提出書類及び提出先等

(1) 提出書類

- 企画コンペ参加申請書（様式第1号）及び連絡表（様式第2号）
- 「令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）に係る委託仕様書」に基づき作成した企画書等
 - ・すべて**6部提出**すること。ただし、見積書の公印押印分は原本のみでもよい。
 - ・企画書作成に要する費用は事業者負担とする。

(2) 提出先

- (1)の提出書類を「5提出期限等」に記載している期限までに「8担当課」に提出すること。
 - ・提出していただいた書類の返却はできませんので、あらかじめ御了承ください。

5 提出期限等

(1) 企画コンペ参加申請書提出期限

令和5年6月8日（木曜日）正午まで

※提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかの方法（必着）

(2) 企画書提出期限

令和5年6月15日（木曜日）正午まで

※提出方法は、持参または郵送（必着）

(3) 企画書の審査（書類）

令和5年6月中旬

※審査については、「令和5年度県立産業技術学院在職者訓練（DX基礎Ⅰ・Ⅱ）に係る委託先選定の評価基準」による。

(4) 審査結果通知（予定）

令和5年6月23日（金曜日）

6 企画書の作成

企画書の作成にあたっては、「企画書の作成及び記載上の留意事項」に留意すること。

7 質疑応答について

(1) 質問は質問書（様式第3号）によって受け付ける。

○質問期間 **令和5年6月1日（木曜日）正午まで**

○受付 「8担当課」にメールにてご連絡ください。

(2) 回答は、企画コンペ参加申請書（様式第1号）を提出したすべての者に、令和5年6月9日（金曜日）までに電子メールで送付する。

(3) 受付期間以外の質問および質問書(様式第3号)の様式によらない質問は一切受け付けない。

8 担当課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県産業労働部産業人材課（新館9階）

スキルアップ担当 藤井

電話：0952-25-7310

ファクシミリ：0952-25-7305

E-mail：sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

9 その他

(1) 審査結果は企画書提出事業者全員に通知する。

(2) 採用された企画書に加除修正し、最終的な企画書となる場合がある。

(3) 企画書の提出を辞退する場合には、辞退届を提出しなければならないものとする。